

岩手県告示第707号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。

平成28年9月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 平成28年8月22日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号又は名称 株式会社ハウスM21
 - (2) 主たる営業所の所在地 盛岡市盛岡駅前通3番53号
 - (3) 代表者の氏名 菊池 勉
 - (4) 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第9037号
- 3 処分の内容 営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの
 - (2) 期間 平成28年9月6日から同月8日までの3日間
- 4 処分の原因となった事実 2に掲げる者の取締役が、平成25年10月から平成26年4月までの間、同社の労働者に対して、法定の除外事由がないのに時間外労働及び休日労働を行わせたことが労働基準法（昭和22年法律第49号）違反に当たるとして、同社及び同社取締役が盛岡簡易裁判所からそれぞれ罰金20万円の判決を受け、その刑が確定している。このことが、法第28条第1項第3号に該当すると認められる。